

参考 横浜市駐車場条例の一部改正(新旧対照表)

旧	新
(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)	(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)
<p>第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）、専ら道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための施設（以下「自動二輪車専用駐車施設」という。）並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。</p>	<p>第4条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内において、同表の(2)の項に掲げる面積が、同表の(3)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の(4)の項に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ同表の(5)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）、専ら道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための施設（以下「自動二輪車専用駐車施設」という。）並びに共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(6)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。<u>ただし、同表の(1)の項に掲げる地区又は地域内で市長が別に駐車施設の附置に係る基準を定める区域において、当該基準に定めるところにより駐車施設を附置した者は、この条本条の規定により附置しなければならない駐車施設を附置したものとみなす。</u></p>

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区			(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区		
(2)	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途（共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿を除く。をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積			特定用途に供する部分の床面積			(2)	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積と、非特定用途（特定用途以外の用途（共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿を除く。）をいう。以下同じ。）に供する部分の床面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積			特定用途に供する部分の床面積		
(3)	1,000平方メートル			2,000平方メートル			(3)	1,000平方メートル			2,000平方メートル		
(4)	百貨店 その他 の店舗 又は事 務所の 用途に 供する 部分	特定用 途（百貨 店その他 の店舗及 び事務所 を除く。） に供する 部分	非特定 用途に 供する 部分	百貨店そ の他の店 舗又は事 務所の用 途に供す る部分	倉庫又は 工場の用 途に供す る部分	特定用途 （百貨店そ の他の店 舗、事務所、 倉庫及び工 場を除く。） に供する部 分	(4)	百貨店 その他 の店舗 又は事 務所の 用途に 供する 部分	特定用途 （百貨店 その他の 店舗及び 事務所の 用途に 供する 部分 を除く。） に供する 部分	非特定 用途に 供する 部分	百貨店そ の他の店 舗又は事 務所の用 途に供す る部分	倉庫又は 工場の用 途に供す る部分	特定用途 （百貨店そ の他の店 舗、事務所、 倉庫及び工 場を除く。） に供する部 分
(5)	200平方 メー トル	250平方 メー トル	550平方 メー トル	200平方 メー トル	300平方 メー トル	250平方 メー トル	(5)	200平方 メー トル	250平方 メー トル	550平方 メー トル	200平方 メー トル	300平方 メー トル	250平方メ ートル
(6)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (2) \text{ の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$			(6)	$1 - \frac{1,000 \text{ 平方メートル} \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (2) \text{ の項に掲げる面積} - 1,000 \text{ 平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$		
(備考) (2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げるそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場においては屋外観覧席の部分を含むものとする。							(備考) (2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に掲げるそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設、自動二輪車専用駐車施設並びに共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する部分を除くものとし、観覧場においては屋外観覧席の部分を含むものとする。						
(駐車施設等の構造等) 第11条 1 (略) 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、 車いす使用者 のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車に供する部分の規模を、駐車台数1台につき幅 3.7メートル 以上、奥行6メートル以上としなければならない。 3～6 (略)							(駐車施設等の構造等) 第11条 1 (略) 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める建築物については、 車椅子使用者 のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車に供する部分の規模を、駐車台数1台につき幅 3.5メートル 以上、奥行6メートル以上としなければならない。 3～6 (略)						